

白井市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、個人情報の保護に関する法律の趣旨に則り、撮影された個人のプライバシーの保護を図るために防犯カメラの設置者等が自主的に実施すべき事項を定めたものです。防犯カメラの設置及び運用に当たっては、このガイドラインを参考に適切な措置を講じるようお願いします。

2 防犯カメラの定義

このガイドラインの対象となる防犯カメラとは、区、自治会及び商店街組合等の地域で自主的な防犯活動を行う団体が、不特定多数の者が通行する道路上の公共空間の防犯対策として継続的に設置・撮影するもので、かつ、画像記録装置を有するものです。

※個人の住宅やマンション等の集合住宅、店舗、駐車場、駐輪場、事業所等の敷地内の安全管理や防犯対策のため設置するカメラは対象となりません。

3 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

(1) 設置の目的

防犯カメラ設置者は、犯罪、又は事故を防止するなどの目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行わないようにしてください。

(2) 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置個所及び撮影範囲は最小限としてください。

また、住宅内部などの私的空間が映らないようにしてください。

(3) カメラ設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、だれもが防犯カメラが設置されていることを認識し、撮影されていることを意識できるよう、設置区域の入り口やその区域内の見えやすい場所に防犯カメラを設置していること、設置者の名称・連絡先を表示してください。

これは同時に犯罪の抑止にもつながります。

(4) 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの運用を適正に行うため、「管理責任者」を指定してください。

(5) 画像の保存・取扱い

防犯カメラの画像が外部に漏れることのないよう、次の事項に留意し、適切な管理を行ってください。

ア 「取扱担当者」の指定

防犯カメラの設置者は、必要と認める場合は、防犯カメラ、モニター、録画装置等の操作を行う「取扱担当者」を指定し、「管理責任者」及び「取扱担当者」以外の者による防犯カメラ等の操作を禁止してください。

イ 画像の保存期間

画像の漏えい、滅失、き損、流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とするものとし、概ね 2 週間以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像の保存は行わないでください。

ウ 画像加工の禁止

画像は撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存しないでください。

エ 画像の厳重な保管

録画装置、画像を記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、「管理責任者」や「取扱担当者」以外の者による操作や盗難防止のため、防護された場所で厳重に管理し、「(7) 画像の利用・提供」に定める場合を除き、外部への持ち出しを禁止してください。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、画像が外部へ流出しないよう、ウイルス対策ソフトウェアの使用やパスワードを設定するなど、必要な措置を講じてください。

※防護された場所で厳重に管理するとは、設置施設の施錠や許可したもの以外の立ち入り禁止、記録媒体の施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内での管理や画像再生時のパスワード設定などを言います。

オ 画像の消去

保存期間が終了した画像は、速やかに消去してください。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行ってください。

(6) 秘密の保持

防犯カメラの「管理責任者」及び「取扱担当者」は、防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはなりません。

このことは、「管理責任者」及び「取扱担当者」の職でなくなった後においても同様とします。

(7) 画像の利用・提供

防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 法令の規定に基づく場合

※法令の規定に基づく場合とは、裁判官が発する令状に基づく場合などを行います。

イ 捜査機関から犯罪や事故の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとします。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

※人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合とは、行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などです。

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

※この場合、他の人の画像が見えないように配慮してください。

上記アからエにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するなど、適正に運用してください。

(8) 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応してください。

4 管理運用規程の作成と遵守

(1) 管理運用規程の作成

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用について、このガイドラインの内容に沿った管理運用規程を作成してください。

(参考例は別紙のとおり)

(2) 管理運用規程の遵守

防犯カメラ設置者は、管理責任者及び取扱担当者に対して、このガイドライン及び自ら定める管理運用規程を遵守させるとともに、必要に応じて研修を実施するなど、適正な指導を行ってください。

また、防犯カメラの運用業務を委託する場合には、委託業者にこのガイドライン及び管理運用規程を遵守させ、適正な運用をさせてください。

5 防犯カメラ設置に伴う個人情報の取扱い

人には、自己の容ぼうや行動をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由（プライバシー）があり、また、防犯カメラに記録された個人の画像で、特定の人物と識別することができるものは、個人情報となります。「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」の基本理念（第3条）を尊重し、個人情報の保護に取り組み、撮影された画像の取扱いに十分に留意しつつ、犯罪防止に役立てるよう、防犯カメラの適切な設置及び運用を行ってください。

【参考】

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）抜粋
（基本理念）

第3条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

このガイドラインに関する問い合わせ先

白井市市民環境経済部市民活動支援課市民安全班

電話 047-492-1111（内線 3615～7）

E-mail s-anzen@city.shiroi.chiba.jp

（平成31年4月策定）

〇〇〇（自治会・区・商店街組合）防犯カメラ管理運用規程

1 趣旨

この規程は、〇〇〇に設置する防犯カメラについて、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 設置者等

(1) 設置者

〇〇〇（自治会・区・商店街組合名・代表者を記載）

(2) 設置者は、防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

また、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者（※）を置くものとする。

管理責任者

〇〇〇 〇〇〇（自治会・区・商店街組合名・役職を記載）

取扱担当者（※必要がなければ取扱担当者を置かなくても構いません。）

〇〇〇 〇〇〇（自治会・区・商店街組合名・役職を記載）

(3) 管理責任者及び取扱担当者の責務は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らさないこと

イ その他画像の適切な取扱いに努めること

(4) 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

4 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ 2台

① 白井市〇〇×丁目×番地×号 1台（別紙配置図のとおり）

② 白井市〇〇×丁目×番地×号 1台（別紙配置図のとおり）

※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示。

(2) 録画装置、モニター 一式

白井市〇〇×丁目×番地×号 1台（別紙配置図のとおり）

5 設置表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名、連絡先を記載するものとする。

※別紙、表示例参照

6 画像の保存と廃棄

(1) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、××日間とする。

ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、保存期間を延長することができる。

(2) 画像加工の禁止

画像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

(3) 保管場所

モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠を行うなど防護された場所に保管し、適正に管理する。

(4) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、取扱担当者、及び管理責任者が許可した者以外は、立ち入りを禁止する。

(5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。

また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行うものとする。

7 画像の利用及び提供の制限

(1) 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 上記アからエにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するものとする。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

防犯カメラ作動中

設置者

○ ○ ○ ○

連絡先

○○○-○○○